

令和２年度 第１回大阪市建設事業評価有識者会議

日時：令和２年１０月８日

開会 午前９時３０分

開 会

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

本日はお忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。

ただいまから、令和２年度第１回建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。

私は本日の進行役を進めさせていただきます市政改革室大規模事業リスク担当の吉田でございます。

どうぞよろしくお願ひします。

まず、本日の出席者でございますが、出席いただいている委員の皆様及び本市の出席者につきましては、お手元の議事次第の裏面にある座席表のとおりでございますので、紹介は省略させていただきます。

なお、昨年度まで座長を務めていただきました正司委員がご退任され、新たに玉岡委員にご就任いただきましたので、玉岡委員より一言ご挨拶を頂戴できればと思います。

よろしくお願ひいたします。

○委員（玉岡委員）

正司先生の後任の神戸大学の玉岡です。

専門は財政学ですが、政策評価の授業もやっておりました。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

ありがとうございます。

続きまして、配付資料のご確認をさせていただきます。

お手元の資料、右肩に資料番号をつけさしていただいております。

次第をめくっていただきまして、引き続き【資料１】でございます。

１枚めくっていただきまして、【資料２】が、今後の進め方でございます。

さらに１枚めくっていただきまして、【資料３】が、本日の議案の大規模事業評価「新・大阪市総合教育センター（仮称）建設事業」の調書及び付属資料。

続きまして【資料４】事業再評価の一覧表が１枚ものでございます。

続きまして街路事業の説明資料が【資料５－１】から【５－４】の４種類でございます。

再評価 2 点目の市街地再開発事業の資料【資料 6 - 1】、【6 - 2】の資料でございます。
最後に、継続中の事業の事業の自己評価としまして、【資料 7】を添付させていただいております。

お間違いないでしょうか。

内容（1）委員交替に伴う座長選任等について

それではこれより議事に入ります。

議事は本来、座長に進行していただくのですが、座長のご退任に伴いまして、まず、座長のご選任が必要です。

この部分につきましては事務局の方で進行させていただきます。

これ以降、報道機関の皆様には、審議の妨げにならないよう、写真撮影、録画、録音等は所定の位置をお願いいたします。

【資料 1】の方に、大阪市建設事業評価有識者会議開催要領を添付させていただいております。

この開催要領第 4 条に、「委員は、互選により有識者会議の議事を進行する座長を定める」と規定されておりますので、本規定に基づきまして、座長の選任をさせていただきたいと思っております。

委員の皆さんのご意見を伺いたいのですが、何かございませんでしょうか。

○委員（清水委員）

私といたしましては去年座長代理をしていただきました北詰委員に、ぜひ、座長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

ただいま清水委員より、北詰委員をご推薦いただくご意見をいただきました。

他の皆様、よろしいでしょうか。

それでは座長を北詰委員にお願いさせていただきたいと存じます。

○座長（北詰委員）

承りました。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

座長の選任に引き続きまして、開催要領第 4 条第 2 項に「座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が座長の職務を行う」と規定されております。

そのため北詰委員に座長代理のご指名をお願いしたいと思います。

○座長（北詰委員）

座長代理でございますが、今回の建設事業評価という観点からしますと、非常にご専門性が高く、技術的な面から織田澤委員をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

ご指名ということですので、座長代理については織田澤委員をお願いしたいと思います。

今後の議事につきましては、要綱にありますとおり座長に進行をお願いしたいと思いません。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

内容（２）建設事業評価の今後の進め方について

○座長（北詰委員）

では、私の方から議事を進めて参りたいと思います。

それでは、内容の２「建設事業評価の今後の進め方について」ということで、事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

それでは【資料２】「建設事業の今後の進め方について」をご覧ください。

本日ご議論いただく対象事業につきましては、大規模事業評価が新・大阪市総合教育センター建設事業、事業再評価が、津守阿倍野線整備事業、淀川左岸線整備事業、それから、玉出の市街地再開発事業の４点でございます。

この進め方でございますが本日１０月８日に会議を催しておりまして、この場では、事業説明、質疑応答、各委員の意見聴取ということで行いたいと思います。

事業評価ですので、今後、対応方針を取りまとめる必要がございますが、その流れとしまして１月頃にいただいた意見を公表、２月頃に対応方針の決定、公表という流れで進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からの今後の進め方の説明は以上でございます。

○座長（北詰委員）

はい、どうもありがとうございます。

何かご質問はございませんか。

では、今説明いただきました内容に沿って進めて参りたいと思います。

内容（3）大規模事業評価について

ア 新・大阪市総合教育センター（仮称）建設事業

○座長（北詰委員）

では、内容の3大規模事業評価ア「新・大阪市総合教育センター（仮称）建設事業」についてご説明をお願いしたいと思います。

○所管局（教育委員会事務局 川本政策推進担当部長）

教育委員会事務局の政策推進担当部長の川本と申します。私から「新・大阪市総合教育センター（仮称）建設事業」について説明をさせていただきます。

資料3【付属資料】に沿って説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。本事業の背景・経過でございますが、上部四角囲みにありますように、「本市重点政策」、「本市方針」として教育環境の充実にむけまして、「教育現場に、いじめや不登校への対応や新たに増加している帰国来日児童生徒への対応など、現在も複雑化・多様化した課題が山積」している状況へ対応すべく、平成30年に大阪教育大学と包括連携協定を締結し、協働して研修プログラムの開発をはじめとした教員の資質向上にかかる取組みを行っているところでございます。

こうしたなか、現在、弁天町にございます大阪市教育センターの状況としましては、資料左側にありますように、教員の研修等に加え、様々な教育課題に対応するための研究機能やシンクタンク機能の強化が求められるとともに、老朽化が進んでいることから、建築物の利用に今後莫大なコストの発生が見込まれております。

一方で、教員養成系の大学においては、教員の職業生活全体を通じて、職能成長を促すため、教職大学院などの高度専門職業人の育成が進められておられます。さらに、ページ右側にありますように、大阪教育大学では、現場に即した実践的研究を行う博士課程の開設を令和6年に予定しており、これら機能拡充のための新校舎の建設を計画しているところ です。

そこで本年1月に大阪教育大学と新たな協定を締結しまして、高度な人材育成を進める大学と、様々な教育課題への研究等の役割を担う教育センターが、一体となって新しい時代に求められる教育内容の研究・発信の拠点となるべく、大阪教育大学天王寺キャンパス

内に大学との共同による合築施設の設置を目指しまして、現在検討を重ねているところで
す。

3 ページをご覧ください。検討した新教育センターの概要となります。

新・教育センターは、3つの円に示していますように、「人材育成」、「シンクタンク」、
「連携・交流・チャレンジ」の3つの機能を備えた施設となります。

特に今回の合築によりまして、下の2つの円にあります、「シンクタンク機能」として、
AI・ビッグデータの分析活用や学力向上プログラムの開発等を、「連携・交流・チャレン
ジ機能」として、大阪独自の教育課題の分析、研究を強化します。

また、大学と併設する効果として、教育課題への対応の迅速化や教員を目指す学生との
コンタクト、大教大が連携する民間企業との連携、共有スペースでの交流によって生まれ
る情報交換や課題の共有、協同などの効果も見込まれています。

4 ページには事業実施場所の地図を載せております。

天王寺キャンパスは、交通至便であり、様々な専門家が集まりやすく、その一方で周辺
は静穏な環境であり良好な教育環境となっています。

5 ページをご覧ください。新築等のイメージとなっております、6階から10階の5フ
ロアが教育センター、1階から5階が大学となっています。

先ほど、3ページ目の併設する効果で説明しましたように、大学施設である5階の共有
スペースで交流による情報交換や課題の共有などの相乗効果が期待されます。

また、同じく大学施設の3、4階に設けられる未来型教室について、本市の学校にも開
放されるということを想定しております。

この教室は、例えば、四方の壁をスクリーンのように活用し、等身大でのリモート授業
を行うといった最先端の設備を備えたものなどを検討しています。

6 ページをご覧ください。今回の移転に伴い、教育センターは、10,063平方メー
トルから3,000平方メートルまで規模をダウンサイジングします。

面積減の主な要因については、これまでは550名収容の講堂に全校の校長が集合する
など大規模な集合研修を実施していましたが、精選・効率化及びリモート対応等を図るこ
とで講堂を見直すことや、実習室等は学校現場の活用を促進して見直すことで、表の上段
の「研修主施設」の右端の列にありますように3,646平方メートルを削減します。

加えて、表の下段にある「付帯施設」において廊下などの見直しで2,274平方メー
トルを削減します。

移転にあたりダウンサイジングを図る理由といたしましては、研修は若手教員の増加に伴いその必要性が高まっている一方で、教員の多忙化に対する負担軽減が求められていることにかんがみ、本市が独自で実施する法定外研修を中心に、教育センターにおける集合研修の精選・効率化を図るとともに、スクラップアンドビルドに留意しながら、授業力向上等、本市の課題に応じた研修体系の構築を行う予定としているためです。

効率化の手法として、事務職員等の研修において既に実施されている e ラーニングは、教員の負担軽減にも有効と見込まれることから、講義の動画配信やパワーポイント資料による自主学习など研修の e ラーニング化を図るなどを検討しています。

ダウンサイジングの効果といたしまして、7 ページをご覧ください。

左上に、光熱水費等のランニングコストの削減見込みを示しています、合計欄にありますように5割程度の削減を見込んでおります。

次に、現在の教育センターは築35年を迎えていることから、更新時期を迎えている主な設備等をすべて更新した場合、右上の表のとおり10億円程度の改修費が必要と粗い試算ではありますが見込まれているところです。

また、現教育センターの跡地について、その活用については今後関係局と調整が必要と考えているところですが、左下にあります本年度の路線価をもとにその売却額を試算しますと、施設撤去費はアスベスト含有の有無等で大きく変動する可能性はございますが約9億円程度を見込んでおります。

8 ページをご覧ください。

建設単価につきましては、左側の表にあります他大学の実績をもとに、年度間の変動、消費税の変動を加味したうえで、落札率86.5パーセントで割り戻し、363千円と算出しました。

本市部分3,000平方メートルの工事費は、この建設単価から10億8,900万円を見込んでおります。

ページの下部には、土地賃借料を示しています。

本施設は、建物は本市の所有となりますが、土地については大阪教育大学の敷地を借りることとなり、賃料を払うこととなります。

積算につきましては、「単価」にあるとおり、土地の現在価額 359,040円の3パーセント、10,771円を平米単価としております。

この3パーセントにつきまして、国立大学法人大阪教育大学の固定資産貸付要項において営利を目的として使用する場合以外は、現在5.6/100となっているところですが大学側と交渉し、3/100へ改正される見込みとなっています。

「面積」は、当該建物を建築するために必要となる平米数となります。

容積率からこの合築施設を建てるためには2,000平方メートルが必要であり、延べ床面積で按分した本市分は、1,000平方メートルとなります。

土地の現在価額に3パーセントを乗じるとしている部分ですが、参考に本市が普通財産を貸付ける場合ですと、「普通財産貸付料算定基準」で、「新たに貸し付ける場合は、不動産鑑定評価額等をもって新規貸付料とする。ただし、暫定的に貸し付ける場合は、財産条例第7条第1項第3項の規定を準用して算出した額を貸付料とすることができる。」となっているところです。

今回は暫定的な貸し付けではございませんが、大阪市財産条例の第7条にございます土地の規定を参照しますと、「1月につき、土地の位置、形状及び利用状況を考慮して財産管理者が定める基準により算定した1平方メートル当たりの土地の単価に使用許可を受けた面積を乗じて得た額に、1,000分の2.5を乗じて得た額」とされており、通年換算しますと、3パーセントと同等になるところでございます。

9ページ以降は、参考に、本市教育行政の現状と課題を具体的にあげています。

下の帯グラフにありますように本市教員の経験年数構成は、10年に以内の割合が50パーセントを超えており、「中堅教員の育成、管理職不足、管理職の育成」や「教員経験の浅い教員が急増していることなどに伴う指導力向上」に取り組む必要があります。

10ページには、下の表に令和元年度の全国学力・学習状況調査の平均正答率と円内に政令市順位を示しています。

学力に関しては、令和元年度の全国学テの結果では改善の兆しが見られるものの、全小中学校の4分の3にあたる310校が全国平均に届いておらず、依然厳しい状況となっています。

学力向上をめざした実践の妥当性や学力向上への確かなアプローチのあり方について開発や検証が必要な状況にございます。

11ページ以降は、全国的な事象ですが、本市において特に傾向が強い、「不登校の児童・生徒の増」、「外国にルーツのある児童・生徒の急増」、「特別支援学級在籍児童・生徒の急増」をページごとにまとめています。

不登校では、学校に通うことがすべてではなく、社会的な自立の観点から、学校以外の学習機会を確保することが重要であるという考え方へシフトするなか全国的に増加傾向にあり、本市は全国平均より在籍者に対する割合が高い状況にあります。

不登校では、一人ひとりの児童・生徒に対して不登校の原因を探り、適切に対応するための知識やスキルを有する人材の育成が必要です。

12ページの外国にルーツのある児童・生徒の急増に対しては、様々な国から帰国・来日する児童・生徒について、コロナの影響による新たな数値は拾っていませんが、文化や言語が違うことから、画一的な日本語指導ではなく状況に合わせた指導が必要なことが明らかとなっています。十分な経験を有する教員が少ないことからノウハウを持った人材育成が必要となっています。

13ページの特別支援学級在籍児童・生徒の急増においては、平成23年8月に改正障害者基本法が施行され、十分な教育が受けられるようにするため可能な限りともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実すること、本人・保護者の意向を可能な限り尊重、交流及び共同学習の積極的推進などが決められました。

また、平成18年ごろから「発達障がい」に関する認知が進み、特別支援学級に在籍する子どもが非常に増加している状況がございます。

しかしながら、専門性を備えた特別支援学校教諭の免許状を取得している教員数は十分ではなく、採用後でも専門性を高める必要が求められています。

これら多様な教育課題への対応にむけ、必要教育センターの機能強化を図る次第であります。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○座長（北詰委員）

はい。どうもありがとうございます。

本件は、大規模事業評価ということになってございます。新たに事業費を予算化しようとする事業に対する事前評価の役割を担っています。

事業実施の是非について、見解をこの有識者会議で示すものです。6つの視点がございまして、6つの視点を明確にご説明申し上げますと、【資料3】の調書の2ページ以降をご覧くださいいただくのがよろしいかと思えます。

6つの視点は、調書2ページ左側を見ていただくとわかりますが、「事業の必要性」「事業効果の妥当性」、3ページに移りまして、「事業費等の妥当性」「事業の継続性」そして「安

全、環境への影響と対策」それから、最後に「PPP/PFI 等事業の整備運営手法の検討状況」とこの6つの視点がございまして、これに沿って判断することになります。

この委員会では、ご説明していただいた内容について、もちろん疑義や問題点がありましたら、ご指摘いただきたいですし、今見ていただいている調書に追記や追加資料が必要と思われるならご指摘をいただきたい。

では、今ご説明していただいた内容について、ご質問・ご指摘がございましたら、どんな点からでも結構でございますし、どの委員からでも結構でございますので、自由にご審議いただければと思います。

いかがでしょうか。

○委員（織田澤委員）

数字の確認ですが、今回の事業は調書1ページ目の事業規模の全体事業費が1億7,500万円、維持管理費が年間1,300万円かかるという案で、代替案としてご検討いただいたのは、現状の施設を更新して、調書2ページ目の3つの表のうちの右上の表が更新投資の費用で、それが大体建設費用とトントンぐらいであるということが1つ。

今回ダウンサイジングにより年間維持費が約1,200万円削減されるが、賃料の支払いがあり、比べると大体トントンぐらいとなるという理解ですね。

そして、最終的には、今のところを立ち退いた後で、土地が活用可能になるということで、手元にその資産9億円に相当する部分が残る、かつ事業を行うことによって、教育効果が大きくなる、こういう整理でよろしいのでしょうか。

○所管局（教育委員会事務局 川本政策推進担当部長）

ご指摘の通りでございます。

○委員（織田澤委員）

私の中で、代替案と今回の案との比較を明確に示した方が、わかりやすいかと思ったので、整理させていただきました。

○座長（北詰委員）

それぞれの項目について記載することも必要ですが、全体として一番メインになるロジックが整理された形で書かれていることも重要かというご指摘だと思います。

ありがとうございました。

○委員（玉岡委員）

「事業の継続性」についてですが、今からその発言をしようかどうか、ずっと迷っていましたが、やはり言うておかないといけないと思いあえて発言します。

来月1日に大阪市廃止・特別区設置の住民投票が行われますが、もし大阪市が残った場合は、今議論してる内容はずっと継続すると思いますが、もし特別区になった場合にどうなるかを考えてみたのですが、担当特別区がこの事業を引き継ぐだろう。

ただその場合、当該特別区は財政力が非常に弱いところがあり、ランニングコストがきちんと賄えるのかについて少し不安がありますので、府の方で、十分な手当てをしてもらえるのか。

今は市立の教員ですが、区で教員を採用するということになりますので、他の区からの教員も受け入れるのか等、結構難題が待ち構えております。

今すぐ答えは出せないと思うのですが、もし特別区に移行するということになればなるべく早い段階で、どれぐらい事業を継続できるかについて、大変だとは思いますが、検討いただいて、改めて、事情が大きく変わると市民のためには無条件で賛成というわけにもいかないと思っています。

○所管局（教育委員会事務局 川本政策推進担当部長）

そういう想定をした資料になっていないので非常にご心配いただくのかなというところはございました。

今の特別区設置の協定書上は、各特別区が大阪府から人事権を含めた特例条例でもらうということで、採用・研修これはもともと中核市が研修を実施するとなっていますので、特別区は、採用や研修をそれぞれが担わなきゃいけないという状況がございます。

その中で弁天町は淀川区にあたり、今の状態ですと非常に負担が大きくなることがありますし、他の3つの区にも新たに研修施設を建てるのか、ということになってきます。

少なくとも教育センターが1つあってそこで4区を受けるとなると、何らかの協定を結んで、一括でやることを想定しないといけない状態にあるという、その前提がございます。

それでこの時点でダウンサイジングをしながら大教大と合築施設を建てるということについて、教育センターが非常な老朽化してるという状況でございますし、教育センターの役割自体は大きく変わらないということで計画を進めましたが、住民投票に伴ってどういう形になるのかを想定した場合には同じように4つの中で、どういう形で一括で建てるかということ、住民投票の結果を踏まえて一定の枠組みを検討していかなければならないと考えております。

おっしゃっていただきましたように、所在する区で持ちながら研修を、委託を受けてやる方法もございますし、北摂にある豊能地区では5市が協議会形式で実施しているところもありますので、それらも検討しております。

○委員（清水委員）

「事業効果の妥当性」について、前段ではこれからさまざまな機能が求められるということで、さらに複雑化している課題に対し、さまざま対応していく必要があるとされていますが、それに伴ってのダウンサイジングというのが、ダウンサイジングがいいとは思っていますが、小さくすればいいのかっていう問題もあると思っています。

正直、規模が小さくなり過ぎではないのかという気が若干しております。

数的にはトントンというご指摘もありましたが、上手に揃っているなど思っているところがあるのですが、そちらの理屈になってるのか、本当に必要なスペースが取れているのかという点が気になりました。

そこで、売却した場合9億のプラスが見込まれてるということですが、これがどのように使われるのか、もし予定があればお教えいただきたい。

○所管局（教育委員会事務局 川本政策推進担当部長）

ダウンサイジングに関しましては、研修を精査すると先ほど申しあげましたとおり、教育センターでやらないといけないか、それとも学校現場を使ってやってる部分もございまして、今の教育センターには実は理科室みたいなものやスタジオですとか、学校を見立てたような施設も結構ございまして、その稼働率あんまり高くない実態がございました。

そういったところから精査いたしまして、学校現場でできるものは学校現場でやりましょうと、指導主事が学校現場へ行ってそこでやるということを考えました。

そして絶対やらなければいけない国の法定研修等は、リモート等も活用していきたいと考えております。

合築施設の2階部分については研修室を整備して、そういった集合研修についても対応しようということで、学校現場も使いながらやっていこうかなと考えております。

それから、予定してます9億円のことで、事業効果としてこういうプラスマイナス財産が出ますと示しておりますが、使い道は考えておりませんでした。

一方で現センターのある場所についてはこれから万博や、いろいろな事業見込みがございますことから、いろいろ問い合わせも受けているところでございます。

交通輸送手段が非常に大変だということでございますので、あそこバスターミナルが下にあったりしますのでそういった利用も考えてるところがあるのかなと思っています。

純粹にポンと売却するのか等をちょっと考えていかなければと思っています。

○座長（北詰委員）

ダウンサイジングし過ぎかということについて、稼働率が悪いものであるとか、そういったものがあるので、いろいろ内容は検討された上で妥当なダウンサイジングであるとお答えいただいた訳ですが、まださらにご指摘などがあれば。

○委員（清水委員）

現場の稼働率を上げてということでしたので、本当にどれぐらいが必要なのかというのは、正直わからないというところがあるのですが、資料を見せていただきましたら、これからの先生のご負担が、すごく大変だと思います。

その負担に加えて質を求められるとなった時に、この教育センターの役割が大きくなると思います。

ただ、そうなると、今の状態がキチキチでいいのか、少し余裕が必要ではないのかというふうに感じております。

それから、面積内訳を見せていただきましたところ、倉庫がすごく小さくなるんですね。

細かいことですが、教育現場は紙資料がまだまだ出てくるとしており、ここではその1個1個の建築計画までの精査ではないと思っておりますが、そういった意味では、この規模で大丈夫なのかという気がしています。

当初のこの広さで本当にこれだけの事業効果というものがきちんと達成していただけるかどうか、ここが大きいなと思っておりますので、2番の上段の部分について今後のコンセプトに向けしっかりと発揮されるものにしていただきたいと思っております。

○座長（北詰委員）

はい、ありがとうございます。

整理の仕方として、さらに検討いただくということ、あるいはそれは少し大変だということであれば、調書の追記ということで、十分精査いただいたうえでこの数字が出ていますが、研修の分散開催や現場利用について、今後求められるようなサービス等を踏まえて柔軟な利用形態についてさらに検討する、もしくは検討していただきたい、というようなことを調書に書いていただきたい。

実際に新しいサービスについて検討して数字まで出すことはむずかしいとは思いますが、でも一方で、こういった施設は長期的に使えますので、今後新しい教育サービスや、教員の方々の教育の内容はどんどん変わっていくわけですから、そういったところに柔軟に対応できるような仕組みは、この段階でも、調書にはっきり書いておくということは重要であると思いますので、清水委員のご発言に対する対応は、調書に追記いただくようお願いしたい。

○委員（綴木委員）

資料 8 ページに建設単価が出ていますが、建物の設備費や移転して新たに発生する備品費等はここには入っていますか。

○所管局（教育委員会事務局 川本政策推進担当部長）

備品費等は入っていません。

この数字は建設単価となっています。

○委員（綴木委員）

今回だったら、新規建替時の費用削減効果と比較していただく場合は、ある程度大まかでも良いので、そのあたりを加えてバランスをとって比較して判断する方がよいのかと思いますので、もし追加できるのであれば。

○所管局（教育委員会事務局 川本政策推進担当部長）

はい、わかりました。

どういう備品を入れるかということも含めて、粗々で作って提出をさせていただきます。

○委員（綴木委員）

この金額にはどんなものが入っているのですか。

○所管局（教育委員会事務局 川本政策推進担当部長）

建物の附属設備は入っておりまして、机ですとか、研修に必要なものについては入っていません。

整理をいたしまして入ってるもの入ってないものも含めて、お示ししたいと思います。

○座長（北詰委員）

綴木委員、数字を見たうえでさらにご発言をされますか。

○委員（綴木委員）

いいえ。

今の数字から大筋は変わらないと思うのですが、少ない予算で比較してしまうことを懸念しました。

○委員（山本委員）

調書の1ページ目の事業目的の中に、「直面する課題」というものを挙げていただいているのですが、今の教育センターでこれはどう取り組まれてるのか、今の取り組みがどう不十分で、大学連携でどのような効果が出るのか、今どう駄目なのかが分かりにくかったので、ご説明いただけますか。

○所管局（教育委員会事務局 川本政策推進担当部長）

教育センターの一応研究ですとか、指導主事ですとか退職された校長先生らも入っていただきいろいろやっておりますが、どうしても自前の中でやってるってところがございまして、現在の教育課題は、非常に今までのものと違って結構複雑化しております。

不登校にしても先ほどありましたように、以前は「学校に来い」ということで家庭訪問するのが普通でしたが、今はむしろフリースクールと連携してるとか、そういう視野を広げた取り組みが必要になっているところがございまして、やっぱりそれを、自前でやるというよりは大学とかと連携して、大学を通じていろんな団体、企業と連携してやっていくってことが必要です。

実はこういった研究センター的なものを作るとするのは他都市でも取り組む自治体が多くありまして、そのような意味で、複雑化・多様化するような課題に対応するために、自前ではなくていろんな知見を活用したいと考えております。

○座長（北詰委員）

私も事前に調書等を見て、今申し上げるのも何ですが、やはり今日、各委員からご質問やご異議があった内容を拝見しますと、やはり今日説明していただいた内容について、費用であるとかの数字に、資料が偏り過ぎていると思います。

皆様のご発言をお伺いすると、実際にこの教育センターについての政策の内容やメニュー、そういったあまり具体的数字にはならないですが、事業内容についてご検討いただく部分が非常に多いです。

参考資料でたくさんつけていただいたことと、委員の意見や提案にもちゃんとお答えいただいたので、今回の審議はこれで良いと思いますが、この委員会自体は続きますので、次回以降検討する材料として、費用はもちろん大事で資料は付けていただくのですが、具

体的な事業の内容に関する検討項目についての資料はご用意いただいた方がいいかと思えます。

これは説明者というより、全体に対してということですのでご用意いただいた方が、各委員が有効な議論が出来るかと思えますので、そのように整理をしていただけますか。

それからもう1つ、先ほど私が行いました冒頭の整理で、実は6つの視点があると申し上げました。

具体的にご説明いただいたのは1から4まででして、5の「安全・環境への影響の対策」と、6の「事業の整備・運営手法の検討状況」は取り立ててご説明いただいたわけではありません。

ただ調書見ればわかりまして、調書の3ページ目の(5)と(6)に書いてあります。

時間の制約もありますので、丁寧に説明する必要があるわけではなく、これを読み取っていただいた上で、各委員にご判断いただくということによろしいでしょうか。

○事務局（羽東市政改革室長）

この事務局のトップとして聞いていただくのではなく、たまたま市政改革室が教育委員会とこの間、現場負担の改善等に関わってきております、その視点からですが、今回の説明については、建築事業評価ベースで調書を出させていただき、僕が補足するのめかなり変ですが、大都市制度の話も出たのであえて補足しておきます。

この間様々な、例えば多様化の問題や現場の負担の問題が出てきており、教育委員会としては、最初にくしくも話が出てきたのですが、今の教育センターというのは僕も、一旦校長先生とかと直接お話したことあるのですが、基本的に今の大阪市に500校近くの学校があり、それをベースに考えてます。

しかし、大都市制度議論とは別に、すでに4ブロック化という話が進んでおり、4ブロック化をすることで、それぞれの教育ブロックのトップが、現場に寄り添って様々な解決をし、その中で、この新しいセンターの位置付けが出てきますので、資料修正をさせていただく際には、そこにも触れながら、もっときめ細かくやっつけよう。

その中で、今までの500校を対象としたセンターの必要性というのが一定薄れてるという部分もございますので、そういう形で調整させていただこうと思えます。

○座長（北詰委員）

はい、ありがとうございます。

一方で事務方の評価疲れみたいな話もありますので、適切な、過不足のない情報の中で議論ができるかと思います。

新・大阪市総合教育センターの建設事業について、冒頭申し上げた6つの視点について確認をしたいと思いますが、個々に確認することはございませんので、全体としてどうであるかという結論を出します。

まず、先ほど整理をさせていただいたように、調書に追記をしていただきたいと思います。

それから、追加の数字の精査もございますので、これを行いたいと思いますが、これを踏まえて、一応「妥当」とこの委員会では評価をしつつ、後で調書の追記であるとか、資料を確認するという形でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の質疑内容を踏まえて調書及び資料の追記をしたものを委員が確認させていただき、そのうえで「妥当」とすることを最終確認としたいと思います。

確認ですが、各委員から意見が出ていますので座長一任ではなく、各委員にこういった会議の場でなくていいですが、何らかの方法により各委員にご確認いただき、そのご意見を踏まえて最終的な判断を行うということよろしいでしょうか。

はい、ではそのような形にさせていただきます。

では次の議題に参りたいと思います。

ありがとうございました。

内容（4）事業再評価について

街路事業

イ 津守阿倍野線整備事業 ウ 淀川北岸線（菅原）整備事業

○座長（北詰委員）

それでは、内容の4事業再評価の2つの街路事業についてご説明をお願いしたいと思います。

○所管局（建設局 一ツ町街路課長）

建設局街路課でございます。

よろしくお願いたします。

それでは【資料4】の1番と2番の街路事業について説明させていただきます。

【資料5-1】をご覧ください。

まず個別の事業のご説明に入る前に、街路事業全体の基本的な考え方と事業の進め方をご説明させていただき、その後、個別の事業を説明させていただきたいと思っております。

まず【資料5-1】の1ページ目をご覧ください。

下段の都市計画道路事業につきましては、都市計画法に基づきまして、その交通施設と位置付けられ、用地買収を行いながら、進めていく事業となっております。

続きまして3ページ目でございます。

大阪市の現在の都市計画道路網につきましては、戦後間もなくの昭和21年に決定されたものを基本としており、その後、適宜、追加変更を行い、平成25年には昨今の社会経済状況の変化も踏まえた必要性を検証した都市計画道路の見直しによって、現在の姿となっております。

都市の骨格として都市の主軸を形成するとともに、大阪市の都市活動を支える根幹的な施設ということで、これまで着実にその整備を進めてきております。

3ページ中ほどにございますように都市計画道路の整備状況を示しておりますが、令和2年3月時点で計画延長は514キロメートル、うち整備済延長は411キロメートル、整備率は80パーセントという進捗状況となっており、残り100キロメートルにつきまして、順に事業を進めている状況でございます。

事業中の路線につきましては、一番下の表で書かせていただいておりますが、33路線32キロメートルとなっており、現在整備を進めているところでございます。

これらが再評価に関わる事業中の路線となりますが、これらについても整備の優先度、順位をつけて整備を進めている次第でございます。これらについては、5ページ目をご覧ください。

昨今、財政状況が厳しいという状況の中、限られた財源を有効に活用するという一方で、当面10年間の整備の見通しを示す「都市計画道路の整備プログラム」を、市民の皆様の声も聞きながら、平成28年9月に策定し、そのプログラムに基づいて整備を進めてきている状況でございます。

1つ目の丸のところにも書いてございますが、優先度が高い路線に重点を置いて整備を進めてきている状況で、優先度が高い路線を4点ほど掲げさせていただいております。

まず1点目は密集住宅市街地における防災骨格を形成する路線で、これについて重点的に進めている状況でございます。

図の中ほどにございますのがその該当で、市内中心部にハッチをかけておりますように密集市街地が広がっているという状況で、この密集市街地の骨格形成に資する路線について重点的に整備を進めている状況でございます。

2点目は、他事業と連携して進めるべき路線で、その左側の図に示させていただいております。

これは住宅市街地整備とあわせて効果を発現するために、整備を進めているという事業になってございます。

その右上が自動車専用道路のアクセスに資する道路、その下については、連続立体交差事業に合わせた都市計画道路整備、そういった他事業と連携して効果を発現する事業を重点的に進めてるものでございます。

3点目は、大阪を環状的に走る高速道路であります淀川左岸線2期事業でございます、自動車専用道路の整備ということで、優先的に整備を進めています。

4点目につきましては、用地取得率が高く、完成間近な路線ということで、整備効果の早期発現が見込める事業中路線であり、集中投資をすることで、短期間で効果が得られやすいため重点的に整備を進めている状況でございます。

続きまして6ページ目をご覧ください。

路線単位での優先度もありますが、1つの路線の中で、その整備の進め方においても工夫をしており、段階的整備というものに取り組んで効果を発現しているという状況でございます。

中ほどの例に示す防災に資する道路のように、早急に用地を取得して、土地を確保することで、避難や延焼遮断の効果発現をめざすものや、例bの渋滞交差点などの部分的な整備、例cの駅周辺における部分的整備のような、道路整備による効果が少しでも発揮されるような取組実施してきております。

また、その他の路線につきましては、しばらくは積極的に進捗を図ることが困難な状況でございますので、重点的に進める路線の進捗を見計らいながら、順次整備を進めていくこととしています。

以上が都市計画道路整備の進め方でございます。

7ページ目をご覧ください。

左上の表につきましては、事業中の見通しということで、都市計画道路の整備プログラムの中で記載し、市民の皆さんにも、公表しているものでございます。

3 3 路線が事業中で、本表においては、密集市街地に係る路線である防災骨格路線、他事業に係る路線、重点的に進める路線に該当する路線の位置付けを記載した上で、前期5年で完了させるもの、または後期5年で完了させるもの、もしくはその時点で継続するものということで、各路線の整備見込みをお知らせしているものでございます。

この都市計画道路の整備プログラムの位置付けの整備見込みと対比する形で、今回の令和2年度の再評価における評価、対応方針等の取りまとめをこの表で行っております。

ハッチをしている2路線が今回の対象となっており、右側に、①必要性の評価、②実現の見通しの評価、③優先度の評価、④対応方針と並べておりまして、下段の文章で示しております考え方にに基づき、①から③の評価を行った上で、その評価に基づき④の対応方針を決定させていただいている状況でございます。

続きまして参考3をご覧ください。

これは大阪市の地域防災計画を抜粋したもので、今回の評価対象である津守阿倍野線につきましては、この中で避難路として位置付けられており、また同様に今回の対象であります、淀川北岸線の菅原工区におきましては整備後、避難路として指定される予定となっている路線で、都市防災機能の向上の観点からも整備が必要な路線となっている状況でございます。

【資料5-1】の街路事業の実施状況の説明は以上でございます。

続きまして個別路線のご説明をさせていただきたいと思っております。

【資料5-2】をご覧ください。

津守阿倍野線の整備事業でございます。

まず3ページ目、図1の方でご説明させていただきます。

市内の南側、西成区に位置し、本市南西部の西成区と阿倍野区を東西に結ぶ幹線道路でございます。

特に西成区内においては、東西の幹線道路の整備が進んでいないということで、十分な道路ネットワークが形成されていない状況でございます。

延長は680メートル、幅員は現状15メートルを25メートルに拡幅していく事業で、将来的には両側4車線の道路整備を行う予定でございます。

本路線は、先ほども申しましたように、大阪市地域防災計画において避難路に位置付けられるとともに、平成26年4月に、大阪市密集住宅市街地重点整備プログラムを策定し

ていますが、特に優先的な取組が必要な密集住宅市街地における骨格路線という位置づけをされておりまして、重点的に整備をする路線に位置付けられています。

また、本事業区間を整備することで、より機能的な道路ネットワークを形成するとともに、区内における自動車交通の円滑化を図り、特に事業区間東端の国道26号との交差点である花園交差点内は、現在、東西道路において曲がった線形となっており、それを解消することができ、自動車交通の円滑化、歩行者空間の整備により安全性が向上すると考えてございます。

事業を取り巻く社会経済情勢等の変化でございますが、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、都市防災向上が求められている中、密集市街地の骨格を形成する道路ということで、整備の必要性が高まっている状況でございます。

B/Cの分析におきましては、B/Cは1.5になってございます。

続きまして、現在の事業の進捗状況についてご説明いたします。

5ページ目、図3の進捗状況をご覧ください。

黒塗りが用地取得済みの箇所、薄いグレーが整備済み箇所、斜線が残用地の取得が必要な箇所、濃いグレーが施工中の箇所で、鋭意、用地取得と道路整備を進めている状況でございます。

2ページ目にお戻りいただきまして、用地取得の取得率ですが、前回の再評価時の85パーセントから90パーセント、工事の進捗率は、前回の事業再評価時の9パーセントから27パーセントと、進捗させてきている状況でございます。

これらの状況を踏まえ、7の対応方針ですが、本路線は東西方向の道路ネットワークの形成に必要な路線であるとともに、密集市街地の骨格を形成する防災上重要な道路であるという位置付けでございます。

これらを勘案して、優先的に整備を進める路線として、前回の事業再評価と同様に「事業継続A」とさせていただいております。

今後の取組方針といたしましては、重点的に予算を確保して、用地交渉が難航している物件については、収用手続きへの移行も視野に入れながら、用地取得を進め、用地取得が終われば速やかに道路工事を実施して、令和5年度の完成をめざすということで進めていく所存でございます。

次に、【資料5-3】をご覧ください。

淀川北岸線菅原工区の整備事業でございます。

3 ページ目の図 1、位置図をご覧ください。

市内の北部、東淀川区に位置しており、本市北部を東西に連絡する幹線道路でございます。

当該区間の周辺では、淡路駅周辺土地区画整理事業並びに阪急京都線・千里線連続立体交差事業及び周辺の都市計画道路整備が重点的に行われておりまして、道路ネットワークの強化が必要となってきたものでございます。

延長は 1, 190 メートル、幅員 22 メートルということで、新しく道路整備をしていく路線でございます。

本路線は大阪市地域防災計画において、整備後避難路になる予定で、都市防災機能向上の観点から整備が必要になってございます。

また、本事業区間の整備によりまして、本市北部における機能的、効率的な幹線道路ネットワークを形成し、自動車交通の円滑化、歩行者区間の整備による安全性の向上を図ります。

事業を取り巻く社会経済情勢等の変化を、1 ページ目にお示ししておりますが、本路線は、前回再評価時には、おおさか東線と連携して進める路線として、平成 28 年に策定した都市計画道路の整備プログラムにおいて、優先度が高い路線として位置付けており、平成 30 年度のおおさか東線の開業に合わせて着実に整備を進め、平成 30 年 9 月に、おおさか東線との交差点を立体交差化し、西行き仮道路への切り替えを行い、今年 7 月末に、西側一方通行空間において、対面通行化の供用開始を行ってございます。

費用便益分析につきましては、B/C は 1.91 となっております。

事業の進捗状況ですが、5 ページ目の進捗状況図をご覧ください。

一部の交渉中の用地がございまして、西側から用地取得及び道路整備を進めているという状況でございます。

2 ページ目にお戻りいただき、用地取得率は、前回再評価時の 56 パーセントから 68 パーセント、工事進捗率は、前回の事業再評価時の 0.4 パーセントから 0.8 パーセントと進捗させてございます。

これらの状況を踏まえまして、対応方針ですが、本路線は市北部の東西方向の幹線道路ネットワークの形成に必要な路線となっており、都市計画道路の整備プログラムにおいて、おおさか東線と連携して進める路線として優先度の高い路線と位置付け、鉄道との交差点の立体交差化を行い、対面化を実施してきておりました。

今後は、引き続き予算の範囲内で用地取得に努めながら、着実に事業を進めていく予定で、前回の再評価と同様に「事業継続B」としております。

今後の取組方針といたしましては、予算の範囲内で着実に残る用地取得と道路整備を進め、令和12年度での事業完了をめざすこととしてございます。

以上、2路線の説明でございます。

○座長（北詰委員）

どうもありがとうございました。

この2件は事業再評価でございます。

ご説明の中にもありましたが、長期間継続中の事案について、必要性、実現性、ここでは実現見通しという表現をしました、そして3点目が優先度ということで、3つの視点で評価結果を出すこととなります。

事業を所管所属からいろんな対応方針案が出されていますが、対応方針をこの3つの視点から、判断するということとなります。

では、この2つの事業一括で審議しますので、どの事業に対して、またどんな視点、どなたからでも結構でございますので、ご発言をお願いします。

いかがでしょうか。

○委員（清水委員）

評価の方法について、必要性の評価としてA～Cという表記になっております。

他の実現見通し、優先度の評価ではA、B、Cと、段階が分かれています。当該評価だけA～Cという1つの括りになっており、どのように判断すればよいのでしょうか。

○所管局（建設局 一ツ町街路課長）

これらにつきましては、都市計画道路事業として都市計画審議会での必要性の議論がされ、都市計画決定をしている状況でして、一定投資効果があって社会経済情勢の変化に対して適合しているという評価をすでに受けていることから、必要性の判断をA～Cと評価している状況です。

○委員（清水委員）

【資料5-1】の7ページ目では、A～Cという評価しかないと言われているのですが、DやEのような他の評価をされることもあるのでしょうか。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

評価の基準は事務局で定めており、A～Cは投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している、必要性が高いものがA～Cで、投資効果はあるが、社会経済情勢等の変化に対して適合していないものについてはD、投資効果がないものがEという基準に従って、必要性について、所管局に判断をしていただいております。

○座長（北詰委員）

別の議論になりますが、都市計画審議会とこの会議の関係性が、はっきりしない。都市計画審議会で決まったので、本会議でも認めてほしいと言われると、本会議で何を審議するのかという話になる。

都市計画審議会とは、違う表現での判断が、本会議で当然ありうると理解していいですか。

表現やニュアンスが都市計画審議会と違っていてもいいのかということ、確認させていただきたい。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

都市計画決定に関して、都市計画道路で言えば、都市計画審議会において、都市計画決定されており、現在は今後30年間に着工予定の道路としております。

都市計画は建築制限とセットになりますので、都市計画審議会での評価は長期的な視野における必要性となります。

本会議では、都市計画事業の評価ということで、今後5年間での取組方針についての評価という視点が違うと思っています。

そういう点から、都市計画審議会では将来的な必要性は認められていますが、視点が違うため、ご議論の結果が変わることはあり得ると考えます。

○座長（北詰委員）

ありがとうございます。

そのように整理をします。

長期的な視点で、都市計画審議会が決定した判断について、本会議で覆ることはございませんが、対象となっている期間内の事業性等については、今ご説明した3つの視点について、申し上げることは当然あり得るという整理をさせていただきます。

今年度の最初の会議のため、枠組みを確認することが多くて申し訳ございません。

○委員（玉岡委員）

事業の実現見通しと優先度の視点の両方にかかりますが、ご承知のように、非常に経済状況が芳しくなく、大きな減収が見込まれています。

市全体としては、おそらく、交付税措置がされると思いますが、それでも不足することが、特に次年度以降あるかと思いますが、その際に、事業費の確保をどうようにするのか。

事業費が確保できれば計画通りに事業を実施されると思いますが、確保できない時に、例えばB/Cが高い方をするのか、あるいは両方とも少しずつするのか、どの路線を優先するのかという判断基準を教えてください。

○所管局（建設局 一ツ町街路課長）

資料【5-2】の2ページ目で、事業の優先度の視点で評価をAとさせていただきました。

先ほども申しましたように、資料【5-1】の7ページ目にもございますように、事業中路線が33路線あり、これまでの事業再評価の優先度の評価が、A、B、Cと分かれていますので、Aについては限られた予算の中で優先的に配分し、残りの部分でB、Cを実施することを考えております。

予算が限られた中でも、Aの事業を先に行い、できるだけ早く事業を進めていくため、一定見込み、見通しの方も、財政局並びに政策企画室といった政策部門にも話をあげ、推進しています。

○委員（玉岡委員）

A自体の事業費が確保できない時に、Aの中でどのように優先度をつけるのかを教えてください。

○所管局（建設局 一ツ町街路課長）

Aの中の優先度は設定していない状況です。

財源も、国の補助金において、重点施策として優先的に確保できるという見通しも立った上で、評価をさせていただきますので、確保できるように努力をしていこうと考えています。

もし、Aの事業費が確保できないということになりますと、そういった中でも評価を行い、優先的に整備を進めていくことになろうかと思いますが、B/Cで評価をしてるわけではないという状況です。

○座長（北詰委員）

よろしいでしょうか。

○委員（玉岡委員）

はい。

○座長（北詰委員）

他はいかがでしょう。

○委員（織田澤委員）

個別の案件ではなく評価制度に関する質問ですが、今回、津守阿倍野線が令和5年度の完成予定ですが、この場合、今回は事業再評価の対象外事業になりますか。

対象外事業とするルールを教えてください。

例えば、進捗率が90パーセントを超えても、進捗が滞った事業が評価対象からはずれてしまう可能性を、以前から気にしておりました。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

要綱の中で評価対象に関する基準を設けており、再評価を省略できる基準では、90パーセント事業進捗が図られ、かつ、今後5年間で完了することが見込まれている事業と定めておりますので、90パーセントを超えていても進捗していない事業については、省略することができない規程になっております。

○座長（北詰委員）

ぜひ、評価を逃げず、積極的に対応するようにお願いします。

他にございますか。

○委員（山本委員）

用地交渉が難航しているという表現をこれまで何度も見てきた気がしており、完成予定年度が令和5年度としていますが、前回の評価時点（平成27年3月）で進捗率は73パーセントから今回が82パーセントである。

この勢いでは、完成しないのではと感じており、今後も用地交渉が難航することが予想されますが、その点はいかがでしょう。

○所管局（建設局 一ツ町街路課長）

都市計画道路事業につきましては、収用法の適用事業です。

基本的には用地交渉につきましては任意交渉により、合意という形で皆様にご協力いただくということで進めてきているのですが、用地交渉状況とその事業の進捗度によりますが、最終的に残ってる物件については、収用手続きへの移行についても検討させていただいて適用していくことも視野に入れながら進めていきます。

この津守阿倍野線につきましては、今後の取組方針にも書かせていただいております通り、用地交渉が難航している物件については収用手続きへの移行も視野に入れながら、整備を進めていきたいと思っております。

○委員（山本委員）

速やかな完了を期待しております。

○座長（北詰委員）

個別の事業につきましては、ご回答いただいたかと思っております。

ここで決めるべきことは、2つの事業について、評価が「妥当」であるかどうかということですので。

津守阿倍野線整備事業の対応方針を事業継続A、それから、淀川北岸線（菅原）整備事業の対応方針を事業継続Bとすることによりよろしいでしょうか。

では、これについては「妥当」と評価することといたします。

民間市街地再開発事業

エ 玉出地区第一種市街地再開発事業

○座長（北詰委員）

では次、玉出地区第一種市街地再開発事業についてご説明をお願いします。

○所管局（都市整備局 松原市街地再開発担当課長）

民間市街地再開発事業であります玉出地区第一種市街地再開発事業についてご説明させていただきます。

都市整備局の市街地整備部市街地再開発担当課長の松原と申します。

よろしくお願いたします。

お手元の【資料4】の1ページの一覧表で、概要を説明させていただきます。

本事業につきましては、民間事業者が実施する市街地再開発事業について、大阪市が補助を行うものでございまして、平成14年度の事業開始後、事業を継続して参りましたが、今般、今後も事業が実施される見込みがないことから、事業を中止しようとするものでございます。

【資料4】の2ページと【資料6-2】の3のページの位置図をご覧ください。

本日ご説明いたします玉出地区は、西成区の南部、南海電鉄本線と国道26号線との間に位置する面積約1.0ヘクタールの区域でございます。区域の東側には南海岸里玉出駅が、南西側には地下鉄四つ橋線玉出駅が隣接する地域でございます。

まず、市街地再開発事業の仕組みについてご説明をさせていただきます。

【資料6-1】の1ページをご覧ください。

市街地再開発事業につきましては、関係権利者（土地の所有者）、それと新しい居住者、営業者（デベロッパー等）、それと地方公共団体の協力によりまして、成立するものでございまして、関係権利者はまとまった土地を提供いたしまして、新しい建物の床と土地の権利を受け取ります。

新しい建物の建設費など事業に必要な経費につきましては、土地の高度利用によって生み出した床（保留床）をデベロッパー等に売却をいたしまして得る資金と、まちづくりのための補助金や道路等を整備するための負担金として、地方公共団体から支出される交付金で賄う、というスキームになっております。

次の2ページにつきましては、上位計画であります大阪都市計画区域マスタープランでの位置付けを記載しております。

次の3ページをご覧くださいと、大阪市における市街地再開発事業は、この玉出地区を含めまして、民間施行といたしまして、これまで14地区で事業の推進に取り組んできております。

現在は、淀屋橋駅西地区において、事業実施中でございます。

続きまして【資料6-2】事業再評価調書をご覧ください。

まず、2事業概要の②事業目的と併せまして、事業開始から長い期間が経過しておりますので、調書には記載していない部分もございしますが、今回の事業再評価において、対応方針案を事業中止とするに至りますこれまでの主な経過をご説明させていただきます。

玉出地区市街地再開発事業は、民間事業者、本地区では再開発組合になりますが、民間事業者が、先ほども申しました南海電鉄の岸里玉出駅、地下鉄四つ橋線の玉出駅、阪堺線の東玉出駅に隣接する立地を活かしまして、商業施設、共同住宅を主要用途とする再開発ビルの建築による商業及びまちの活性化に併せまして、公共施設の整備、市街地環境の整備改善を一体的に行うことを目的といたしまして実施する事業でございます。

これまでの経過といたしましては、本地区では、昭和57年から玉出地区のまちづくりを考える協議会活動を地元地権者が開始をいたしまして、昭和61年には、市街地再開発事業の実施に向けた準備組合が発足されております。

当時、準備組合では、本地区は老朽した木造建物が多く、大半の道路が狭隘で、空地も少なく、防災上の課題があると同時に商業活動が停滞をいたしまして、人口減少も著しいといった都市機能上の課題があると認識をされておりました。

このため、地域の課題を解決し、活性化を図る観点から、準備組合からの要請に基づき、平成12年に市街地再開発事業の都市計画決定を行いまして、平成14年から事業が開始されております。

その後、準備組合におきまして、都市再開発法に基づく組合設立及び事業計画認可に向けた検討が行われましたが、社会経済情勢の変化により、平成14年12月には2社の事業協力者が撤退されまして、その後も約5年間にわたり、複数回新たな事業協力者を選定するなど、事業を推進されようとしておりましたが、結果としていずれの事業者も撤退をされております。

さらにその間、準備組合員の高齢化や転出等も進む中で、約15年間、事業が停滞をしておりました。

このような状況を踏まえまして、平成27年から準備組合において、再開発事業の廃止に向けた、合意形成を開始され、令和元年7月に、概ねの地元の合意形成が図られたことから、令和元年10月に計画及び事業の廃止に関する要請書が本市に提出されたところでございます。

以上のような状況を踏まえまして、本地区につきましては、今後も事業が実施される見込みがないと判断をいたしまして、調書の2ページの7対応方針案を事業中止としておるところでございます。

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○座長（北詰委員）

どうもありがとうございます。

先ほど申しあげました3つの視点に沿って、ご説明いただきました。

質問、意見がございましたらよろしくお願いたします。

○委員（織田澤委員）

都市計画決定とこの事業評価はどのような関係にあるのでしょうか。

この事業は計画決定をしているのですか。

○所管局（都市整備局 松原市街地再開発担当課長）

都市計画決定につきましては、平成12年に計画の決定をしておりますが、令和2年4月に都市計画の廃止をいたしております。

その後、事業再評価にかけさせていただいております。

○委員（織田澤委員）

都市計画決定は取り下げた状態で事業再評価にかけているということですね。

○委員（玉岡委員）

本件の対応方針については異論ありませんし、この委員会固有の事柄でもないのですが、もし地域課題が市街地の活性化であれば、今まである程度有効であった事業を今後も続けることがいいのかどうかは都市整備局だけではなく、例えば、活性化しないことによっていろいろな問題が起こり、それにより教育水準が落ちる等、横同士で相互に関連してるため、難しいとは思いますが、市全体の体力も落ちてきてるところで、ぜひ市全体をもっと元気にするという点に関して、横と連携して進めていただきたい。

○座長（北詰委員）

この意見に対しまして、所管局からご意見はございますか。

○所管局（都市整備局 松原市街地再開発担当課長）

市街地再開発事業の観点でご説明申し上げますと、先ほどご説明させていただきました現在、淀屋橋駅西地区で事業実施中のごさいますして、御堂筋線淀屋橋駅の駅前の中心市街地をどう活性化していくのかという観点で事業を実施しておりますし、この玉出地区につきましては、商店街を含めました商業の振興をどうしていくのかという観点で事業を実施しております。

また、大阪市で再開発を実施いたしました阿倍野再開発事業でございますが、そこは防災上の観点で非常に課題が多い地域であったということで、全地域の家屋を全部除却いたしまして、1からまちづくりを行うということで、いろんな観点で事業を行っております、その課題課題によって、関係する部署も変わって参りますが、ご意見にございましたように、それぞれ市内部でも関係する部署が多岐にわたりますので、十分に調整をさせていただきます。加えて、再開発事業につきましては地元のご意向も大切でございますの

で、そこもきっちりと連携をさせていただいて、事業を進めさせて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（清水委員）

評価自体には何も異存はないですし、見込みがないものを中止されることはいいことだと思います。

ただこの地域についてはこのような状況であるということから、おそらく地域だけの今後のまちづくりというのがすごく難しいのかなというふうに感じましたので、地域コミュニティを支えていくような仕組みと申しますか、そういったものが必要ではないかなと思いますので、ぜひまた引き続き何らかの支援等を検討していただけたらと思いました。

○委員（山本委員）

どなたに聞けばいいのかわからないのですが、今回再評価理由が、その他市長が特に必要と認める事業となっていますが、おそらく都市計画が廃止され、やめるという結論以外ないと思うのですが、我々に一体何を求めて、この事業が審議対象になったのでしょうか。

○所管局（都市整備局 松原市街地再開発担当課長）

今回、都市計画の廃止をした上で、事業再評価にかけさせていただいてる理由でございますが、本事業につきましては、平成14年度に国庫補助事業の採択を受けているところでございまして、事業を廃止するにあたりまして、国土交通省と協議をし、事業廃止にあたっては、大阪市において実施をした行政評価等の事業廃止の評価結果を国に提出するよう求められているということがございますので、今回事業再評価をお願いしているところでございます。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

事務局としまして、5年ごとの再評価の実施基準には該当しませんが、国からの要請という事情があるため、市長が特に認める事業とさせていただいております。

○委員（山本委員）

わかりました。

○委員（織田澤委員）

先ほどの清水委員のご意見と非常に関連するのですが、冒頭の事業目的は達成されていないので、私の個人的な意見ですが、調書として、例えば、清水委員のご意見にあったような、こういう支援を続けていくや、主にはまちづくりの観点かもしれませんが、防災上の

問題があると指摘しているため、防災上の問題を解決する他の手立てによりサポートをするというようなことは、書くべきではないかと思いました。

○所管局（都市整備局 松原市街地再開発担当課長）

調書につきましては、事業の継続につきまして、前回の再評価以降、計画の策定が進んでおりませんので、前回の内容通り記載をさせていただいております、民間事業ということですので、その事業の実現の可能性があるのかという観点で、作成をさせていただいておりますが、委員からご意見ございました課題について補足で説明をさせていただきます。

商業の活性化は先ほど説明させていただきましたが、あと、商店街がございますが、その施設自体が老朽化をしている、老朽化した木造住宅が密集しているという課題がございます。

商業の活性化につきましては、商店街が引き続き振興を図る際には、経済戦略局のハード面の共同設備整備の補助制度や、ソフト面のセミナーの開催等の支援事業を活用できると聞いておりますし、この地区内の商店街が、老朽化したアーケードの撤去に同制度を活用したと聞いております。

密集の建物の関係ですが、そちらも再開発で、古い建物を一気に除却し、新しいビルを建てることで解消を図ろうということだったのですが、今後は、都市計画が廃止をされますので、これまで都市計画により建築制限がかかり、ここ20年ほど、二階建ての木造建物しか建築できない状況になっておりましたが、これが外れましたので、建て替えが進んでいくということになりまして、その時には、既存の制度でございますが、補助のメニューに、老朽住宅の建替支援等ございますので、そちらを活用していただき、この地区の老朽化住宅の解消について大阪市としても支援をしていきたいと思っております。

○委員（織田澤委員）

私が申し上げたかったのは、今ご説明いただいた内容を、調書に記載いただいた方がよろしいのではないかという指摘なんです。

公的資金を投入するような根拠がそもそもあったわけで、事業中止の理由として、民間が動かないから必要なくなったのではなく、公的資金を投入する根拠が、別の方法で解決できることになるから、今回は、この事業の形でする必要がないというご説明が、辻褄が合うのではないかと指摘です。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

評価の視点、枠組みの話かと思いますので事務局から説明させていただきます。

例えば、商店街振興とかの各施策、最初の議題である教育施策もそうですが、施策に関しては施策ごとにどうしていくかの議論をする会議が別にございまして、さきほどの都市計画審議会との議論の重複とも同じですが、施策の議論する会議とは論点の棲み分けはさせていただきます。

建設事業評価は、事業を個別で評価していただくところとして、関連する施策については前回もご意見という形でいただいておりますので、異なるふたつの会議で重複した議論とならないような棲み分けをさせていただきますという思いがございますので、棲み分けをした上でどのような書き方になるかを、ご相談させていただきます。

○座長（北詰委員）

非常に多くの委員から、評価については妥当であるが、それで留まってはおかしいという意見がございました、また、織田澤委員からは具体的に調書に記載すべきとの意見がございました。

やはり社会あるいは市民に対して責任ある議論をしているつもりでございますので、このまま、妥当で終わりとするのは市民に対する言い訳がたたないと思います。

要綱を確認しましたが、この有識者会議の範囲は、事業評価に関すること、再評価に関することですが、先ほど委員がおっしゃったみたいに、この調書の中に事業目的が書かれていて、それが今回の判断では達成できないという点は、やっぱりこの評価の範囲内であると考えます。

ですので、判断はもう明快ですが、ここで今議論し、かつ委員からご発言があったことが、何らかの形でこの評価の調書なり何なりの中で反映されるべきだと考えます。

妥当なのは、ご指摘があったように対応方針のところだと思いますので、判断としては「事業中止E」とするが、事業において設定した目的が、この判断において達成できていないので、市として適切な政策のもとに目的を達成するように努力するべきである。

もうちょっと具体的に書く必要があると思いますが、このように対応方針のところを書くようにしたいと思います。

具体的な記載内容につきましては、この場ではなく、会議後に記載内容を提示いただき、各委員に確認いただいた上で、という所作にさせていただきますよろしいでしょうか。

○委員（綴木委員）

今回、廃止を決定したのは地権者から廃止の要請があったからですか。

○所管局（都市整備局 松原市街地再開発担当課長）

そうです。

先ほど説明いたしました都市計画を平成12年度に決定したことで、建築制限がかかっており、再開発の支障になるような建物は建築ができないということになっており、老朽化も進んでいるので建替を行いたいというご意見もあり、しかし再開発を行う見込みがないということで、計画だけが残っているという状態でしたので、地元から廃止の要望がきたという状況です。

○委員（綴木委員）

要望がなければ、まだ、継続していたかもしれないのですか。

○所管局（都市整備局 松原市街地再開発担当課長）

それにつきましては計画も長期間におよんでおりましたので、どうするかという検討が、当然必要ですが、あくまでも、地権者の方が準備組合を設立され事業を進めていくというご意向を、廃止の要望があがってくるまではお持ちでございました。

事業者、開発業者等とも接触をされて、事業を進めていきたいということで、交渉されておりましたので、それを大阪市の方で、廃止ということには当然できませんので、地元の方の意向を尊重して、大阪市として事業を進めていくという方向性でございました。

○座長（北詰委員）

それではまとめます。

当事業の対応方針については、事業中止Eで「妥当」ということでよろしいでしょうか。

ただし、事業目的として設定した地域の課題は解決されていないので、今後も、市の適切な政策により解決に向けて努力し、進めることを強く希望するというトーンで対応方針に書かせていただきます。

それについての表現は、各委員にご確認いただいてまとめさせていただきます。

ただし、事業中止Eとしては「妥当」と決めておりますので、次の委員会で再度審議することはいたしません。

どうもありがとうございます。

内容（5）継続中事業の自己評価結果について

○座長（北詰委員）

最後に、内容 5 の「継続中事業の自己評価結果について」事務局より報告をお願いします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

続きまして、継続中事業の自己評価結果について事務局より説明させていただきます。

【資料 7】の 1 枚目の総括表をご覧ください。

こちらにつきましては、先ほどまでの事業継続の妥当性を議論いただくものではなく、報告事項でございます。

初めに、自己評価の目的は、5 年ごとに行う再評価の中間年に事業所管局自ら進捗状況を評価することにより、事業の進捗管理、遅れてる事業のスクリーニング等に役立てていただくとともに、今回の報告、公表を通して事業の透明性確保を図るものです。

次にその評価結果の概要について、総括表右端の自己評価の欄をご覧ください。

対象事業が全 41 事業あり、これをア、イ、ウの 3 段階で評価しております。

アの「計画通りに進捗している」事業が 16 事業、イの「計画通りに進捗している（事業費進捗率は計画未満）」事業が 3 事業、ウの「計画通りに進捗していない」事業が 22 事業という評価結果になっております。

少し補足説明として、この自己評価の過去の議論の経緯をご説明させていただきますと、2 年前の平成 30 年度には、事業所管局の主観的かつ定性的評価で、「進んでた」、「進んでない」という 2 段階の評価を行っておりました。

その際には、27 事業のうち 24 事業が進捗しているという評価になっておりました。

その評価結果を報告させていただいた際に、客観的な指標になっていないというご指摘を受け、事業費について、予算額に対してどれだけ使ったかという客観的な進捗率により評価をすることとしました。

昨年度では、予算を計画通り 100 パーセント使い切った事業が、25 事業のうち 6 事業あり、イの使いきっていない事業が 19 事業、76 パーセントの事業が予算を使い切っておらず、計画通り進捗してないと報告をさせていただいております。

その結果を受けて、昨年度の会議におきまして、工程管理上、事業費もさることながら工程が計画を下回る要注意事業をあぶり出すことが重要であるというご意見ございましたので、予算を使い切っていない事業をさらに 2 段階に分け、コスト削減や費用が予想を下回ったなどの理由で、予算の執行は計画通りではないが進捗は計画通りのものをイ、工程

管理上も進んでないものをウ、と前年度のイの事業をさらに２段階に今年度分けて報告させていただいてるものでございます。

この自己評価につきましては、事業所管所属の進捗管理に役立てるものであり、引き続きこういった改善を重ねながら進めていきたいと思っておりますので、ご意見、アドバイス等がございましたらいただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○座長（北詰委員）

どうもありがとうございます。

事務局の報告事項でございますが、この件についてご質問ございましたらよろしく願いいたします。

今、最後におっしゃって通りですが、自己評価というのは評価をすれば終わりではなく、その先のことを考えて行うものですので、言わずもがなとは思いますが、改めて、この評価の内容を踏まえて、来年度以降適切に進められるようお願いいたします。

では、この件については、ご報告を承ったということで済ませたいと思っております。

どうもありがとうございました。

本日予定しておりました内容は以上でございます。

会議の円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。